第三十一条第三項中「第五項」を「第六項」に、「第七項並びに民事執行法第四十八条第二項」を「第八項」に、「同項」を「同条第五項」に、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」を「」に、「同法第二十七条第四項」を「前項」に改め、「「執行裁判所」とあるのは「登記等の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と」を削る。

第三十九条第二項中「第百八十三条第一項第七号」を「第百八十三条第一項第二号ヘ」に改める。

（電子記録債権法の一部改正）

第四十三条　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「書類」を「書類又は電磁的記録」に改める。

（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部改正）

第四十四条　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「送達を」を「書類の送達を」に改め、同条第二項中「第十六条並びに」を「第十六条（」に、「第六条の二及び同法第四十六条」を「第四十六条」に、「民事執行法第十六条第一項から第四項まで」を「場合を含む。）」に改める。

第二章　民法の一部改正等

第一節　民法の一部改正

第四十五条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第二項中「裁判所の掲示場に掲示し」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を裁判所の掲示場に掲示し、又は当該事項を裁判所に設置した電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとり」に、「掲示があった」を「措置がとられた」に改め、同項に次の各号を加える。

一　書類の公示による意思表示　裁判所書記官が意思表示を記載した書類を保管し、いつでも相手方に交付すべきこと。

二　電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の公示による意思表示　裁判所書記官が、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録に記録されている意思表示に係る事項につき、いつでも相手方にその事項を出力することにより作成した書面を交付し、又は閲覧若しくは記録をすることができる措置をとるとともに、相手方に対し、裁判所の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発すべきこと。

第百五十一条第四項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第三百八十四条第四号中「第百八十三条第一項第五号の謄本」を「第百八十三条第一項第二号ニに掲げる文書」に改める。

第九百六十九条第三号から第五号までを削り、同条に次の二項を加える。

2　前項の公正証書は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の定めるところにより作成するものとする。

3　第一項第一号の証人については、公証人法第三十条に規定する証人とみなして、同法の規定（同法第三十五条第三項の規定を除く。）を適用する。

第九百六十九条の二第一項中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改め、同項後段を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「付記しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第二項とする。

第九百八十四条中「第九百六十九条第四号又は」を削り、「第九百七十条第一項第四号の印」を「同号の印」に改める。

第二節　民法の一部改正に伴う経過措置

第四十六条　前条の規定による改正後の民法第九十八条第二項の規定は、施行日以後に開始される公示に関する手続における公示による意思表示について適用し、施行日前に開始された公示に関する手続における公示による意思表示については、なお従前の例による。

第三章　鉄道抵当法の一部改正等

第一節　鉄道抵当法の一部改正

第四十七条　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「記載シタル」を「記載シ又ハ記録シタル」に改める。

第四十三条第三項中「正本」の下に「（債務名義ニ係ル電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下同ジ）ガ裁判所ノ使用ニ係ル電子計算機（入出力装置ヲ含ム）ニ備フルファイル（以下単ニファイルト称ス）ニ記録セラレタルモノナル場合ニ在リテハ記録事項証明書（民事執行法第十八条の二ニ規定スル記録事項証明書ヲ謂フ以下同ジ）、債務名義ガ電磁的記録ヲ以テ作成セラレタル執行証書ナル場合ニ在リテハ公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条第一項第二号ノ書面又ハ同項第三号ノ電磁的記録」を加え、「添付スベシ」を「添付スベシ」に改め、同項ただし書中「添附スル」を「添付スル」に改める。

第四十五条第二項中「開始決定」を「前項ニ規定スル電子決定書」に、「記載シ決定ヲ為シタル裁判官之ニ署名捺印スベシ」を「記録スベシ」に改め、同項ただし書を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

開始決定ハ電子決定書（民事執行法第二十条ニ於テ準用スル民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百二十二条ニ於テ準用スル同法第二百五十二条第一項ノ規定ニ依リ作成セラレタル電磁的記録ヲ謂フ）ヲ作成シ之ヲ為スベシ

第四十九条第二項第五号を次のように改める。

五　事件ノ記録ノ閲覧ヲ請求スベキ裁判所書記官ノ属スル裁判所

第五十八条中「競売ニ関スル調書」を「最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ競売ニ関スル電子調書（期日又ハ期日外ニ於ケル手続ノ方式、内容及経過等ノ記録及公証ノ為ニ此ノ法律其ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ裁判所ガ作成シタル電磁的記録ヲ謂フ以下同ジ）」に、「記載スベシ」を「記録スベシ」に改め、同条に次の一項を加える。

裁判所ハ前項ノ規定ニ依リ電子調書ヲ作成シタルトキハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ之ヲファイルニ記録スベシ

第五十九条に次の二項を加える。

裁判所ハ相当ト認ムルトキハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ裁判所並債務者、鉄道財団ノ所有者、抵当権者及競買人ガ音声ノ送受信ニ依リ同時ニ通話スルコトヲ得ル方法ニ依リテ競落期日ノ期日ニ於ケル手続ヲ為スコトヲ得

前項ノ期日ニ出頭セズシテ同項ノ手続ニ関与シタル者ハ其ノ期日ニ出頭シタルモノト看做ス

第六十三条中「調書ヲ作成スベシ」を「電子調書ヲ作成シ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ之ヲファイルニ記録スベシ」に改める。

第六十四条、第七十九条及び第八十条第一項中「謄本」を「記録事項証明書」に改める。

第二節　鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置

（強制執行の申立てに関する経過措置）

第四十八条　第二号施行日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の鉄道抵当法（以下この節において「改正後鉄道抵当法」という。）第四十三条第三項（改正後鉄道抵当法第七十八条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、同項中「書面又ハ同項第三号ノ電磁的記録」とあるのは、「書面」とする。